

# 高知くらしの護身術

256

## コンテンツ料の請求

### 差出人や内容確認を

(2012年8月14日掲載原稿)

「弁護士から携帯電話のコンテンツ料金が未納であると請求を受けた。以前利用した覚えはあるが、料金は電話料金と一緒に支払ったはず」という相談が寄せられ、確認すると、法律事務所や弁護士が実在しており、電話会社への支払いが遅れたために、電話会社が集金を代行していた有料コンテンツの未納分が運営会社に戻され、運営会社が弁護士に債権回収を委任していたという事例があります。

公式サイトの利用料金は、通常、電話料金と合算して電話会社から請求されますが、電話料金を滞納すると、電話会社によってはサイトの利用料金が電話料金と切り離され、未納債権としてサイト運営会社に戻されます。その場合、後日携帯電話料金を全額支払っても、サイトの利用料金は未納のままとなり、以後はサイト運営会社やそこから委任された弁護士から請求されることになります。

こういったケースでは、利用者自身に料金が未払いになっているという意識がないため、架空請求と区別がつきにくいかもしれません。架空請求の中には法律事務所や弁護士を騙るものもありますので、実在する法律事務所・弁護士からの請求であることや、請求内容に問題がないことを確認する必要があります。

日本弁護士連合会のホームページで、現在登録されている弁護士の情報を確認することができますので、実在の法律事務所・弁護士からの請求であれば本人が直接連絡しても問題はありませんが、不安に思ったり、判断に迷った時は、安易に放置せず消費生活センターにご相談ください。